

高年齢者雇用開発特別奨励金

平成 27 年 3 月 20 日改正

65歳以上の者をハローワーク等の紹介により、雇用すると受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 65歳以上の者をハローワーク等の紹介により採用する会社
- ☑ 65歳以上の者は、前職の雇用保険の喪失日から3年以内である者
- ☑ 65歳以上の者は、前職にて雇用保険に6か月以上加入していた者
- ☑ 採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない会社

助成額

<平成27年5月1日以降に採用した労働者の場合>

※金額は6カ月間在籍時

労働時間 \ 規模	中小企業	大企業
週 20 時間以上 30 時間未満	20万円×2回	15万円×2回
週 30 時間以上	30万円×2回	25万円×2回

～モデルケース～

- ・美装（清掃）
- ・従業員25名
- ・65才の者を週5日×4時間清掃パートとして採用 6ヶ月後助成金申請！

20万円×2回申請！



★ 詳細は担当までお尋ね下さい ★

© 2008-2015 日本社会保険労務士法人 All Rights Reserved